

東葛ユニオン通信

第84号 2022年1-2月号

発行:千葉東葛ユニオン

発行責任者: 金子 政信

〒277-0831 柏市根戸406-4

TEL/FAX 04-7132-8710

労働相談は 04-7132-8710 実績10年

メール: tokatu-center@tokatunokai-union.com

HP、Twitter スマホ検索 東葛ユニオン

陽光会の民事責任を追及する裁判特集

社会福祉法人陽光会の賠償責任を追及する民事訴訟 松戸地裁の12/24公判、この被告の主張は許せない！ 3月11日に最終陳述で結審の予定



前号からの続報です。2017年2月に、特養東松戸ヒルズ(松戸市)で働いていて入所者の暴力で負傷、障害を負ったFさんの施設経営者陽光会の責任を追及する損害賠償事件、被告陽光会がおこなった主張に、公判終了後、傍聴したみなさんから改めて怒りの感想が寄せられました。

【事件の概要】…Fさんは2017年2月に入所者I氏の暴力で負傷、長期の療養を余儀なくされる障害を負いました。

被告主張：I氏は介護度4で「手引き歩行」、同室者とトラブルがあったと聞いていない、原告FさんはI氏の暴力から逃げる事が可能だった…

Fさん陳述：○I氏は(4人部屋にいて)同室者

ともめごとが多く暴力をふるうことも、○自力歩行でトイレをすませ、(いつの間にか)キッチンへ、食事の準備中のキッチンは危険なので「危ないから」と声掛けしたところ、いきなり殴られた、I氏は身長180センチくらいで力いっぱい体全体で殴られた。

【利用者の居室スペースにいったことがあるのかの原告側質問に】被告：(施設長なのに)一度も行ったことがない、にはびっくり。(裏へ)

昨年一年間、みなさんとともに頑張りました。 紛争解決4件、解決金459万円+労基法違反是正など

昨年一年間、みなさんとともに頑張りました。団体交渉を経ての紛争解決は2件、団交と裁判で1件、団交なし1件の決着です。

これまでと同様に、多くの企業に共通するのが、サービス残業と年休を認めない手口、ともに労基法違反です。

	業種	主な内容	解決金
1	学習支援業	残業代不払い	20万円
2	運送業	賃金・残業代未払い	297万円
3	運送業	労災関連損害補償	122万円
4	医療	退職強要解決金	20万円
合計			459万円

陽光会を被告とする損害賠償事件、同じく陽光会の不当解雇撤回と不払賃金支払えの団体交渉、アイデアケア介護付有料老人ホームの労基法違反と労働条件改善要求、小売業F店の店舗閉鎖と解雇をめぐる紛争、以上一つの裁判、三つの団交が年を越えました。みなさんと力を合わせ、解決に向けて頑張ります。

千葉東葛ユニオン

執行委員長 金子 政信

ユニオン役員一同

介護ユニオン委員長

石川 智子

介護ユニオン一同



(表から続く) 陽光会東松戸ヒルズの安全配慮義務違反は明らか!



労災打ち切り後の傷病手当金受給申請への不当な干渉は問題!

さらにFさんは、I氏が起こす様々な問題に、「職員が事故対策を提案」していたのに、カンファレンス(個別の対応含めケアのための会議、たいていの施設ではケアマネ・看護師・介護福祉士などで開催)はおこなわれず、「対応策を申し合わせるようなことはしていませんでした」と証言しました。

被告主張:(事件現場のキッチンが写る)モニター(防犯)カメラはなかった、プライバシー保護のために設置していない、夜勤の人員配置は介護法基準通りなので足りていた、

【ユニオンとの団交で、●再発防止には職員配置への気配り、監視カメラの増設などを回答しています】

被告主張:Fさんは事件後の病状について、何の報告もしてこなかった、

Fさん:連絡があったその時々には報告しているし、給料日後の数日のうちに必ず電話を入れていた。

…Fさんの病歴は、S外科で頸椎捻挫で労災認定されたが8か月後に症状固定で打ち切り、その後Mクリニックで不全頸髄損傷の診断、労災障害補償(一時金)の認定を受けた…

被告主張:(労災障害補償請求で)仰天しました。Fさんは、頸椎捻挫を不全頸髄損傷にすり替えていた。



これは、労基署が作成した甲1号証の「障害認定調査結果復命書」で、Fさんが、災害概要:「キッチン前で作業していて、キッチン内にいた利用者がけがをしてはいけないと思いき掛けをしたところ、利用者様に右の耳から首にかけて数発殴られて、顎の下が切れて出血した」、・傷病部位:頸髄、・傷病名:不全頸髄損傷で、あるとして申告したことに対し、労基署が「障害等級の認定(判断)」では「頸部の神経系統の障害」で「頸椎捻挫、外傷性頸部症候群」であると判断した、この判断がおかしいと勝手に解釈して事実をねじまげているのです。被告はこのように、具体的な事実をも否定しています。

被告側、もう一つの大きな論点の間違い

被告が、ユニオンとの団体交渉で、繰り返して主張しているのが、「職務外傷病で初めて請求できる傷病手当金を「頸髄損傷」を原因として請求している矛盾」と、あろうことかFさんが年金事務所をだまして不正受給しているかのような主張です。被告尋問事項としても●労災保険申請(障害補償)の理由の不合理な変遷、(その)結果に対する疑問といっています。

労災で休業補償を受け、その後症状固定で打ち切られたが、病状が続きなお療養しなければならない場合、(Fさんの場合でも、「労基署の勧めもあって」との証言のように)「業務外」として、傷病手当金を申請できることは周知の事実です。

2021(R3)年3月厚労省発行の「労災医療を担当する医師の方へ 労災保険における傷病が「治ったとき」とは…」で、労災保険における「治ゆ」(症状固定)について、要旨「医学上一般に認められ医療を行っても、その医療甲が期待できなくなった状態」と説明しています。

傍聴者からの感想

- (経験8年から見て)施設利用者さんの日々の介護では、一人ひとりの状況を把握し、向上をめざすためのカンファレンスは不可欠、こういう施設は許せない。
- (浦安の介護施設で働いていて、Fさんと同じように利用者の暴力で障害を負ったSさん)自身のこととダブって、理不尽な被告主張に、公判中涙が止まらなかった、施設の責任追及では、お互いに学び合いながら進めていきたい。

これからの取り組みについて

次回公判は3月11日(金)午前10時半からの最終陳述弁論で結審、判決は5~6月の予定です。

医療福祉関連でたたかっているFさん、Sさん、Hさん(松戸総合医療センターのパワハラ事件)の激励と交流企画を4月開催で準備、関連地域労連、千葉医労連などと共同での取り組み準備を進めます。